

## 8 産業廃棄物の保管とは

産業廃棄物は、収集運搬又は処分されるまでの間、廃棄物処理法で定められている基準（8ページ参照）に従って適正に保管しなければなりません。

### 廃棄物の保管

保管とは、廃棄物が搬出、積み替え又は処理されるまでの間の一時的なものであり、**保管基準、処理基準**に従って保管施設等で生活環境保全上支障が生じないよう適正な管理を行わなければなりません。また、保管後の廃棄物の処理計画（処分方法、処分先等）が定められていないときは、不法投棄や不適正処理とみなされることがあります。

[解説]

#### ◎保管基準のポイント

[令6条及び6条の5、規則8条関係]

- ① 保管の場所の周囲に囲いを設けること。  
※保管する産業廃棄物の荷重が直接囲いにかかるときは、荷重等に耐えうる材質で産業廃棄物の荷重で変形しない構造耐力上安全な囲いとする。
- ② 保管の施設の出入り口に掲示板を設けること。  
※見やすい場所に、必要事項を記載した掲示板を表示すること。  
※個々の保管場所の出入り口にも保管場所である旨の表示をすること。

#### 【掲示板の例】

120cm以上 <sup>*1</sup>	施設 の 名 称	産業廃棄物保管施設	地は白色で文字は黒色とする
	保管する産業廃棄物の名称 <sup>*3</sup>	金属くず、廃プラスチック類	特別管理産業廃棄物の場合は「特別管理産業廃棄物保管施設」と記載
	管 理 者 名	〇〇建設(株) 担当者 〇〇〇〇	
	連 絡 先	*** (***) ****	屋外で容器を用いないとき記載
	高 さ の 上 限	金属くず 〇〇m、廃プラスチック類 〇〇m	事業場内の運搬されるまでの保管を除く〔(4)参照〕
	積替えのための保管上限 <sup>*2</sup>	金属くず 〇〇〇m <sup>3</sup> 、廃プラスチック類 〇〇〇m <sup>3</sup>	
	* 許 可 の 種 類	産業廃棄物〇〇業	
	* 許 可 の 年 月 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	産業廃棄物処理業者のみ記載
	* 許 可 番 号	第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号	

120cm以上<sup>\*1</sup>

- ※1 道の「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」による。（法では高さ60cm以上、幅60cm以上）  
 ※2 処分等のための保管の場所に係る掲示については、「処分等のための保管上限」としてください。  
 ※3 保管する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を表示してください。

- ③ 保管の場所から廃棄物が飛散、流出等がないよう所要の措置を講ずること。  
 ※産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭の防止措置を講ずること。  
 ※産業廃棄物の保管に伴う汚染を防止すること。  
 汚水が出るおそれがあるときは、公共用水域や地下水の汚染防止のため、必要な排水溝等を整備し、底面を不浸透性の材料で覆うこと。  
 ※ねずみ、蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ④ 産業廃棄物の保管高さの上限を超えないこと（屋外で容器に入れずに保管するとき）。
- ⑤ 保管数量の上限を超えないこと。
- ⑥ 石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物を保管する場合、仕切りを設ける等、他の物と混合することのないようにすること。

#### ◎ その他の留意事項

- 事業者は、建設工事に伴い生じた産業廃棄物を生じた場所以外で自ら保管しようとするときは、法律の規定により、あらかじめ知事又は政令市長に届け出なければなりません。また、建設工事以外の事業活動に伴って生じた産業廃棄物を生じた場所以外において自ら保管しようとするときは、保管の場所ごとに当該保管の開始の日から14日前までに、条例の規定により知事に届け出なければなりません（p45参照）。
- 北海道では、廃棄物処理法の規定に基づく保管基準のほか産業廃棄物の保管施設の具体的な構造基準等を規定した「産業廃棄物の保管施設ガイドライン」（平成29年10月1日改正）を定めています。  
 また、可燃物の保管には消防法の規定の遵守など、火災防止措置を講ずる必要があります。

## (1) 産業廃棄物の保管基準

### ① 収集運搬における保管期間等

- ・ 運搬先が定められていること。
- ・ 搬入量が適切に保管できる量を超えないこと。
- ・ 性状が変化しないうちに搬出すること。

### ② 処分における保管期間

当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間であること。

## (2) 特別管理産業廃棄物の保管基準

### ① 特別管理産業廃棄物の保管基準は、産業廃棄物の保管基準とは別に定められていること。

### ② 特別管理産業廃棄物の収集・運搬に係る保管は、積替えを除き行ってはならない（PCBの保管を除く）。

### ③ PCBの保管に関する措置

- ・ 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物は、容器に入れ密封することなど、揮発防止のために必要な措置を講ずるとともに、高温にさらされないために必要な措置を講ずること。
- ・ PCB汚染物又はPCB処理物について、腐食を防止するために必要な措置を講ずること。

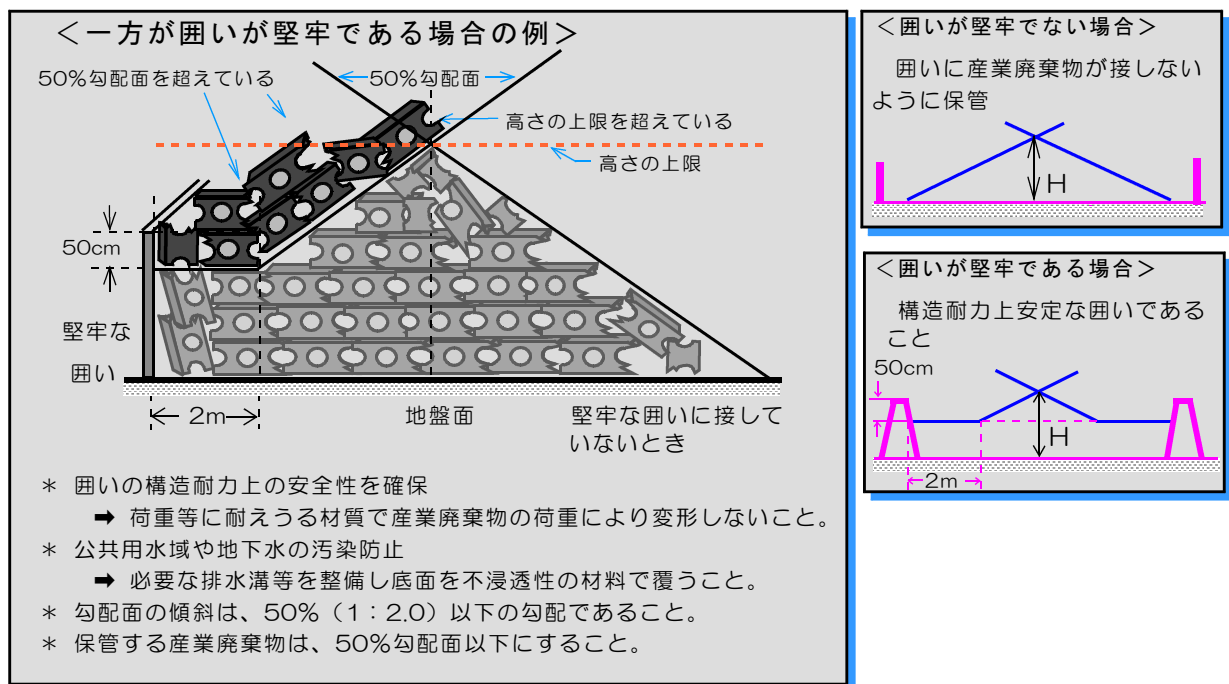
## (3) 産業廃棄物の保管高さの制限

屋外で容器に入れずに保管するときの積替え及び処分のための保管高さが制限されています。

産業廃棄物が囲いに接しない場合 → 囲いの下端から勾配50%（高さ/底辺=1/2の傾き）以下

産業廃棄物が囲いに接する場合 → 囲いの内側2mは、囲い高さより50cm以下

2m以内の内側は、2mの地点から勾配50%以下



### ●使用済自動車等の保管の場合

平成17年1月以降に引取業者に引き渡された使用済自動車等の保管は、囲いに荷重がかからないときに限って、囲いからの距離3mまでは高さ3m、囲いからの距離が3mを超える場合は高さ4.5mまで保管できます。

#### (4) 産業廃棄物の積替え・処分に係る保管数量の制限

##### ① 保管数量の上限

- 産業廃棄物の積替え保管は、平均搬出量の7日分以内

※平均搬出量は、「計画搬出量又は前月の総搬出量」÷「前月の総日数」で、算出された量です。  
搬入量に比べて搬出量が極端に少ない場合など不適正な保管は、改善命令の対象となります。

- 産業廃棄物の処分に係る保管

産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)		保管上限		留意点
建設業（工作物の新築・改築・除去に係る右のもの）	木くず、コンクリートの破片	当該処理施設の	28	・分別されたものに限る ・再生を行う処理施設において再生のために保管する場合に限る
	アスファルト・コンクリートの破片	1日当たり処理能力に次の数を	70	
その他の産業廃棄物		乗じたもの	14	・建設業に係るものであっても分別されないものを含む

保管数量の制限の対象となる施設：産業廃棄物の保管（積替え保管）施設及び処分等のための施設  
※排出事業場（排出場所）から運搬されるまでの保管や一般廃棄物の保管には適用されません。

##### ② 保管上限の適用除外等

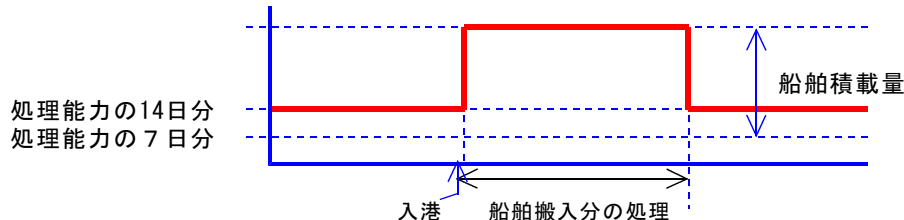
- 積替保管の保管量の適用除外

- ・船舶の積載量が平均搬出量の7日分（保管数量の上限）を超える場合
- ・平成17年1月以降に引取業者に引き渡された使用済自動車等を保管する場合

- 処理施設における保管量（基本数量）の特例

【処理施設に運搬する船舶の積載量が処理施設の処理能力の14日分（基本数量）を超えるとき】

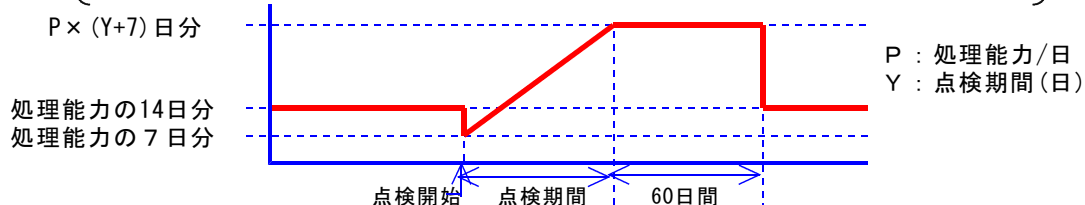
$$\text{船舶の積載量} + (\text{処理能力} \times 14) \times 1/2 = \text{保管数量の上限}$$



【処理施設の定期点検又は修理期間中に保管するとき】

$$\text{処理能力} \times \text{点検等の日数} + (\text{処理能力} \times 14) \times 1/2 = \text{保管数量の上限}$$

〔定期点検とは、あらかじめ年間維持管理計画等で定められている定期的な点検又は修理であって、連続して7日間を超えるものに限る。〕



※点検等終了時に基本数量を超えていたときは、点検等終了後60日以内に基本数量（処理能力の14日分）に復帰

- 廃タイヤを11～3月に保管する場合は、処理能力の60日分

- 使用済自動車の処分又は再生を行う処理施設において保管することができる使用済自動車等の数量については、積上げ高さの制限を越えない限りにおいて保管することができる数量